

↳ 所有権移転外リースの取扱い

Q : 平成19年度の税制改正では、リース取引の改正があるそうですが、どのようになるのですか？

A : 次のようになります。

【解説】

平成19年度の税制改正では、リース期間の途中で解約できないいわゆるファイナンスリースのうち、リース期間終了後にリース物件を貸し手に返還を要する所有権移転外ファイナンスリースについて、売買取引とみなして取り扱うこととされています。対象となるリース取引は、平成20年4月以降に締結するリース取引です。

税務の取扱いの概要は次のとおりです。

[借り手の処理]

・償却方法・・・リース期間定額法

償却期間をリース期間として残存価額をゼロとする定額法で償却することとしています。ただし、賃借料として経理した場合であっても償却費として取り扱うことが認められるとのことです。

[貸し手の処理]

貸し手については、リース料の総額からリース物件の取得原価を差し引いたリース利益額のうち、実質的に受取利息と認められる部分の金額(リース利益額の20%相当額)について利息法により収益を計上することとしています。

なお、この改正は、会計基準に税法が合わせるといった内容のものになっています。

